

柴田町教育委員会告示第11号

柴田町小学校給食費無償化給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

柴田町教育委員会



柴田町小学校給食費無償化給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響により子育て世代が抱えている経済的負担の軽減を図るため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により、保護者が負担する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）の一部を給付する柴田町小学校給食費無償化給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し、柴田町補助金等交付規則（平成8年柴田町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「保護者」学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び保護者に準ずる者として教育委員会が認める者をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付を受けることができる者は、柴田町立学校の設置に関する条例（昭和54年柴田町条例第24号）に規定する小学校に在籍する児童（以下「給付対象児童」という。）の保護者とする。

(給付対象費用)

第4条 給付金の対象となる費用（以下「給付対象費用」という。）は、柴田町学校給食共同調理場条例施行規則（昭和41年柴田町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第2項に規定する給食実施日数に規則第3条第2項の表中小学校の款児童の項基準額の欄に定める額を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第6条に規定する給食費の減額があったときは、その額を給付対象費用から控除するものとする。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、給付対象児童に係る給付対象費用の全額とする。ただし、給付対象児童の保護者が国又は地方公共団体等の負担において学校給食費相当額の給付を受ける場合は、当該給付を受ける学校給食費相当額を当該給付対象費用から控除するものとする。

(給付の決定等)

第6条 町長は、給付対象児童の保護者に対し、給付金の対象となることについての通知を行うものとする。

2 前項の通知を受けた給付対象児童の保護者は、給付金の給付を辞退する場合には、

柴田町小学校給食費無償化給付金給付拒否届出書（様式第1号）により届け出るものとする。

3 町長は、別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに給付金の給付を決定するものとする。

（給付金の給付の方法）

第7条 給付金の給付の方法は、規則第4条に基づき給付対象児童の保護者が負担すべき給食費と相殺することにより行うものとする。

（給食停止児童に係る給付金の給付の方法）

第8条 前条の規定にかかわらず、給付対象児童のうち食物アレルギーその他の理由により学校給食の全部又は牛乳の提供を受けることができない児童（以下「給食停止児童」という。）に係る給付金の給付は、給食停止児童に係る給付対象費用から規則第4条に基づき当該給食停止児童の保護者が負担すべき給食費を控除した額を、当該保護者からの請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定により給付金の給付を請求しようとする給食停止児童の保護者は、次の各号に掲げる給食停止児童の区分に応じ、当該各号に定める日までに柴田町小学校給食費無償化給付金請求書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(1) 柴田町小学校に在籍しなくなった給食停止児童 柴田町小学校に在籍しなくなった日から1月を経過する日

(2) 前号に掲げる給食停止児童を除く給食停止児童 給付金の対象となる年度の3月1日から3月20日まで

3 町長は、前項の規定による提出を受けたときは、給付金の額を確定し、柴田町小学校給食費無償化給付金額確定通知書（様式第3号）により当該提出をした保護者に通知した上で、給付金を給付するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか給付金の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（柴田町児童生徒就学援助要綱の一部改正）

2 柴田町児童生徒就学援助要綱（平成19年柴田町教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(受給の資格) 第4条 就学援助を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。	(受給の資格) 第4条 就学援助を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

(1) ~ (2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、柴田町学校給食費等負担軽減事業実施要綱（令和4年柴田町教委告示第14号）第2条第1項に規定する学校給食費の無償化若しくは給付金の給付又は柴田町小学校給食費無償化給付金給付事業実施要綱（令和8年柴田町教委告示第 号）第3条に規定する学校給食費の無償化若しくは給付金の給付を受けている者は、第3条第6号の学校給食費に係る就学援助を受けることができないものとする。

(1) ~ (2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、柴田町学校給食費等負担軽減事業実施要綱（令和4年柴田町教委告示第14号）第2条第1項に規定する学校給食費の無償化又は給付金の給付を受けている者は、第3条第6号の学校給食費に係る就学援助を受けることができないものとする。

様式第1号（第6条関係）

柴田町小学校給食費無償化給付金給付拒否届出書

柴田町長 殿

私は、「柴田町小学校給食費無償化給付金」の給付について拒否することを、ここに届け出ます。

給付金の給付の拒否に関する届出をする者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（顔写真のある面のみ）、
年金手帳、介護保険証等の写し（コピー）

柴田町長 殿

申請者 住所
氏名

(署名又は記名押印)

柴田町小学校給食費無償化給付金請求書

柴田町小学校給食費無償化給付金給付事業実施要綱第8条の規定により、給付金の給付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 児童氏名・就学校・学年及び学級

児童氏名		生年月日	年 月 日
就学校名	小学校	学年及び学級	年 組

2 振込口座

金融機関名						金融機関コード:
支店名						支店コード:
口座記号	1			0	※「ゆうちょ銀行の口座」希望者のみ記入	
預金種別	普通 ・ 当座					
口座番号						
フリガナ						
口座名義						

様式第3号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様
(様分)

柴田町長



柴田町小学校給食費無償化給付金額確定通知書

柴田町小学校給食費無償化給付金の額を次のとおり確定したので、柴田町小学校給食費無償化給付金給付事業実施要綱第8条の規定により通知します。

1 給食の停止区分

停 止 区 分		学校給食の停止
		飲用牛乳以外の学校給食の停止
		飲用牛乳の停止

2 給付金の対象となる給食実施日数

3 給付金の額